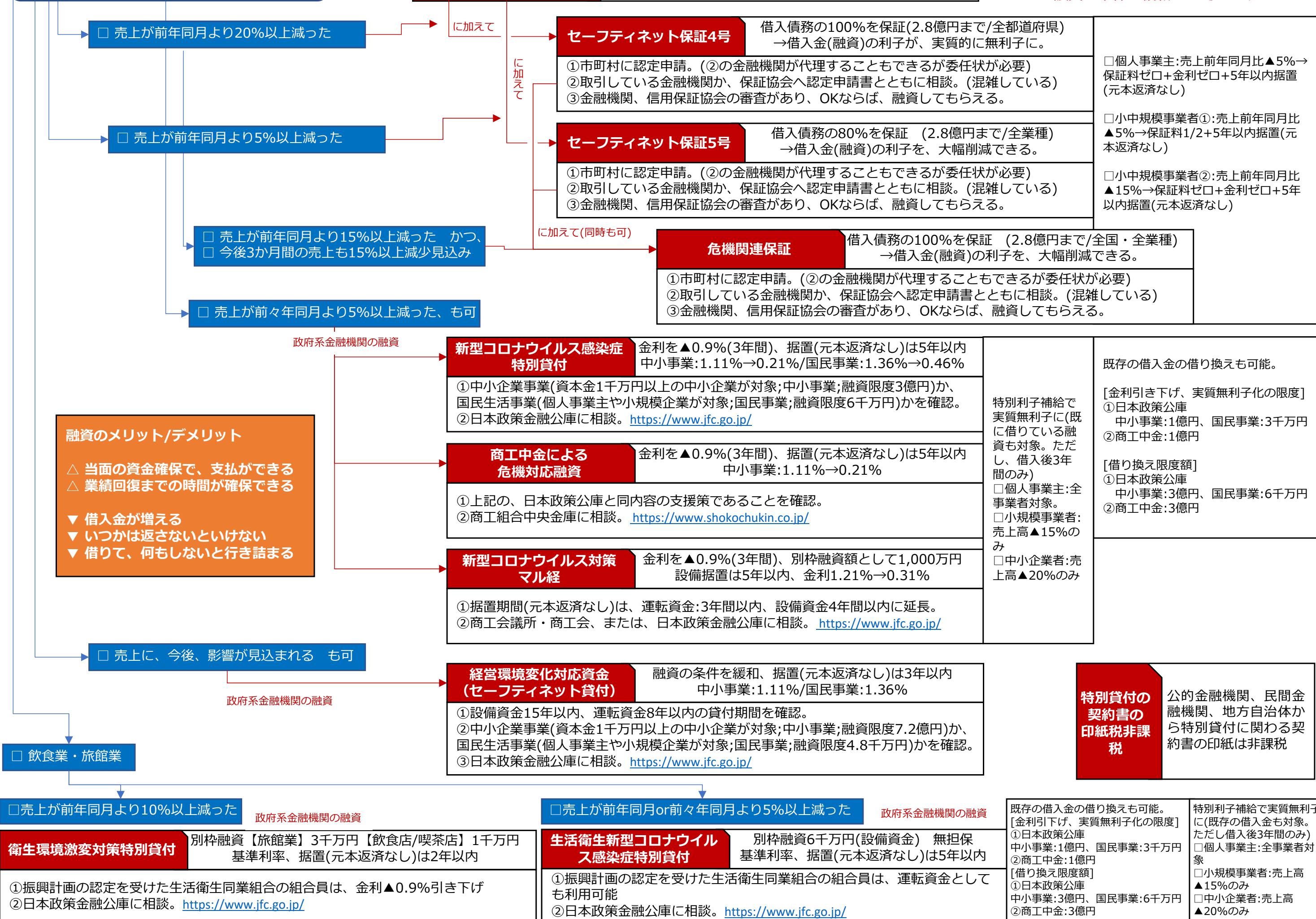
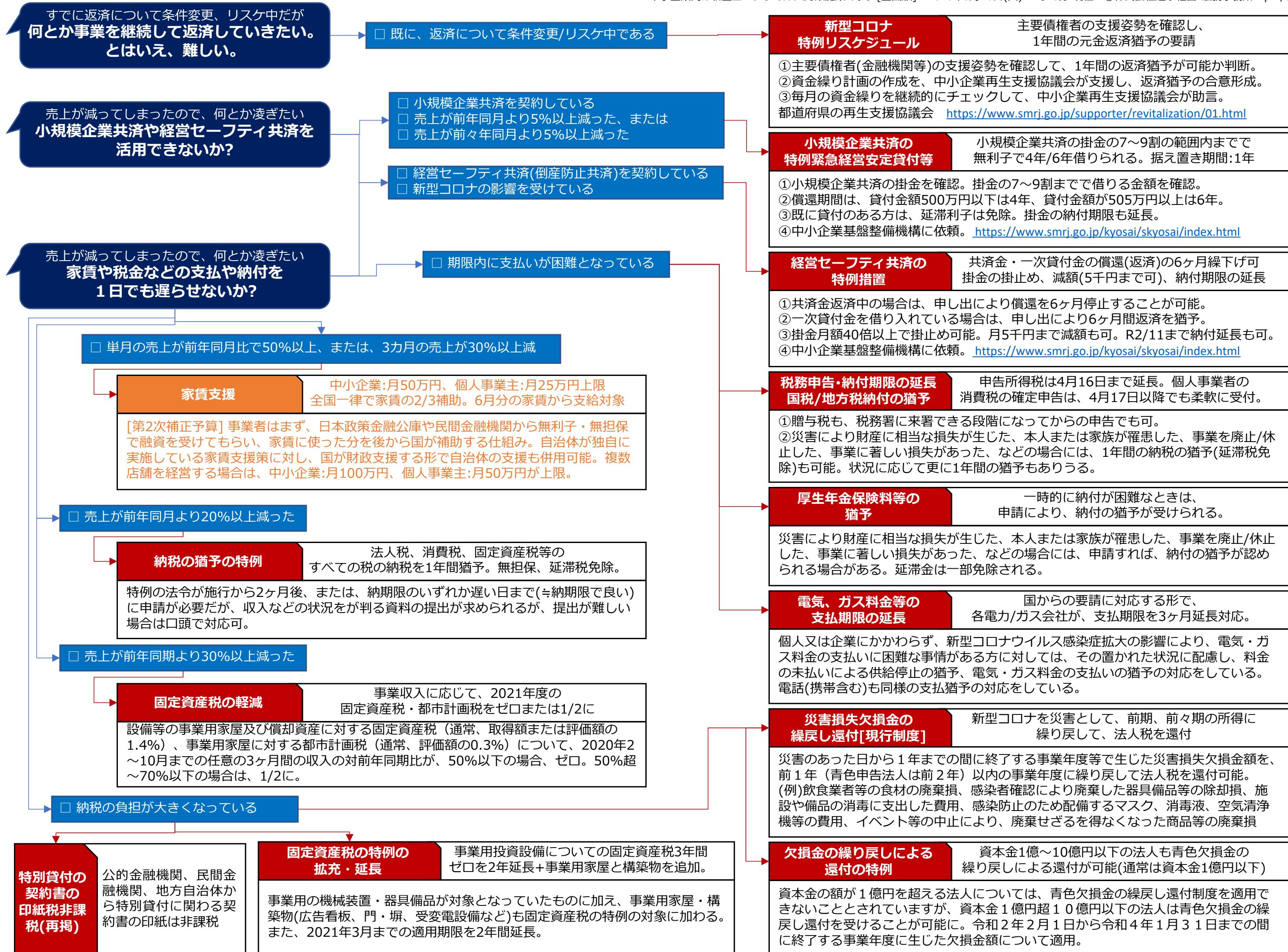


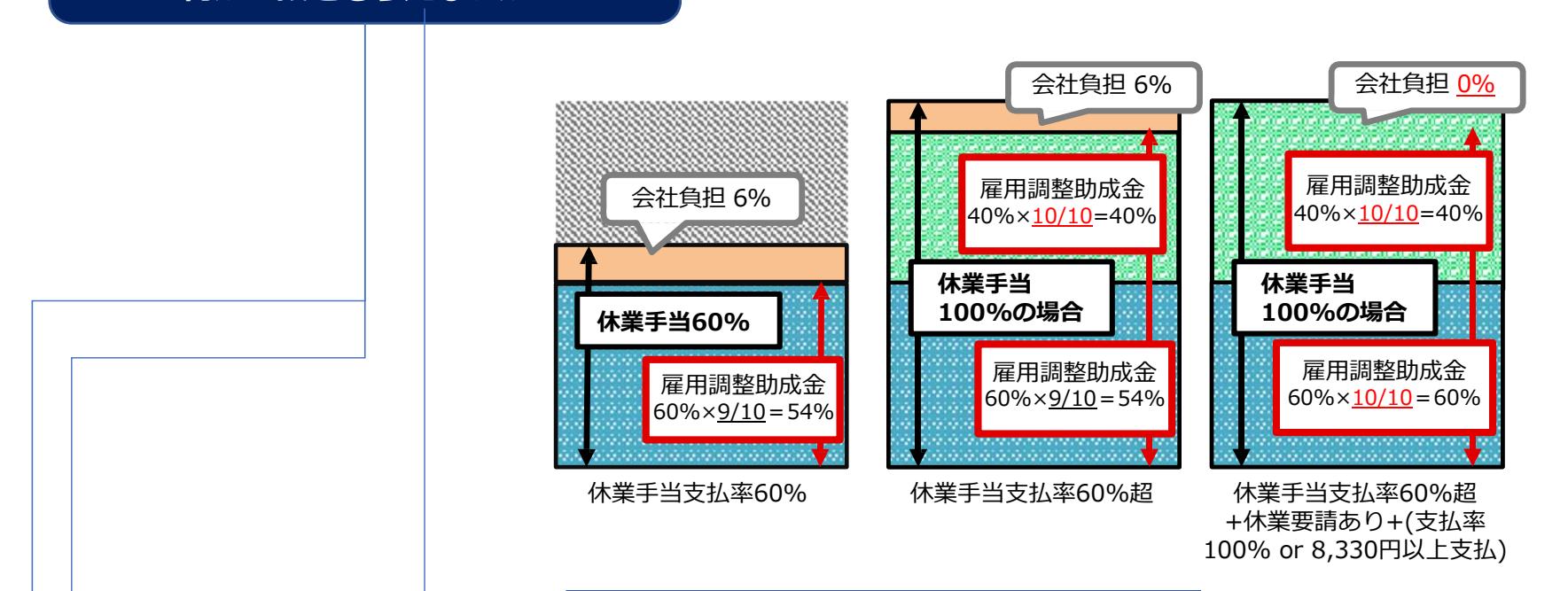
売上が減ってしまったので、何とか凌ぎたい  
事業を維持するのにお金が必要。  
負担が少ない融資で調達したい。

各都道府県でも、国の融資などと同じ方針で、各種融資制度が拡充されたり、融資の条件が緩和されています。





従業員を一時的に休業、教育などで  
何とか雇用を守っているが、  
何か支援をもらえないか?



□ 休業を余儀なくされた(条件は関係法令による)

- 従業員の子どもが学校休校で世話をするのが大変
- 従業員の子どもが学校休校で、有給休暇を取得させた

### 小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

年次有給休暇とは別に、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた場合10/10、上限8,330円を支給

(1)または(2)の子どもの世話が必要となった従業員が対象  
(1)新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等  
(2)新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども  
※令和2年2月27日～6月30日までの間に取得した休暇等が対象  
厚生労働省:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

個人で委託で仕事を受けているが、  
新型コロナで仕事がなくなり、  
子どもの世話も必要になった。

売上が減ってしまったので、何とかしたい  
事業を継続し、再起を果たしたい!

### 持続化給付金

事業全般に使えるように、法人は最大200万円、  
個人事業者等は最大100万円給付 [ネット申請受付中]

①(前年の年間売上高)-(前年同月比▲50%月の売上高)×12ヶ月、を計算。  
②①の金額と、法人200万円、個人事業者等100万円のうちから少ない額を申請。  
③詳細は、<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>  
10億円以上の大企業を除き、中堅・中小企業、小規模事業者などだけでなく、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象  
[第2次補正予算] 1月～3月の創業者は、任意のひと月を決めた上で1～3月の事業収入の平均と比べ、5割以上減少したことを証明すれば、最大100万円

□ 売上が前年同月より5%以上減った

### 雇用調整助成金の特例

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主が、  
雇用を維持するために活動するものに助成

①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成  
[対象労働者 1人 1日当たり8,330円が上限]  
(a)新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 中小企業4/5、大企業2/3  
(b) (a)かつ、解雇をしていないなどの要件を満たす 中小企業9/10、大企業3/4  
※休業手当の柱医率60%超の部分を特例的に10/10とする。  
※都道府県から休業等要請を受け、協力して休業し、かつ、  
(1)休業に100%の休業手当を払った または  
(2)休業手当支払率が60%以上で、8,330円以上の休業手当を支払っている  
を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10(休業手当全額を国が助成)  
②教育訓練をしたときの加算  
被保険者の方に教育訓練(ネット活用も含む) 中小企業2,400円、大企業1,800円  
③支給限度日数 通常100日/年→別枠で利用可能  
④雇用保険被保険者でない方(アルバイト、パート等)の休業 ①と同じ助成率  
⑤継続して雇用された期間が6か月未満の労働(新卒者等)についても助成対象  
⑥全社一斉でなくても、部門別や施設別の休業などでも可  
⑦事後提出も可能で、令和2年6月30日まで延長。  
[第2次補正予算] 上限8,330円→1.5万円。勤務先から休業手当が出ない場合は支援金制度を創設。失業手当の給付日数を原則60日間延長。

### 「みなし失業」の特例

事業所が新型コロナにより、休止・廃止したため  
休業を余儀なくされた場合に失業手当を支給

[関係法令の成立が必要] 労働者は「失業」とみなされながらも、会社には在籍し続けることができるときに同時に、事業主は金銭的負担を負うことなく、従業員の雇用を維持することができる。東日本大震災にて実際に適用。<失業手当関連法の改正による>

### 企業主導型ベビーシッター 利用者支援事業[特例]

ベビーシッター補助券の利用枠が、  
1か月最大26万4000円まで引き上げ

事業主等に雇用される従業員(パート、アルバイト職員を含む)及び厚生年金保険の被保険者である企業の代表者や役員が、ベビーシッターサービスを利用した場合に、支払うシッター利用料金の一部又は全部を助成する事業。中小事業主(全体の労働者数が1,000人未満)なら、割引券1枚70円の負担のみ。  
3月の学校休業をきっかけに、ベビーシッター補助券の非課税の利用枠が、1か月最大26万4000円(1ヶ月最大120枚まで利用可能)まで引き上げとなった。  
問合せ: 全国保育サービス協会 <http://www.acsa.jp/htm/babysitter/>

### 小学校等の臨時休業に伴う 保護者支援(委託個人事業)

委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事が  
できなくなった場合、4,100円/日を定額支給

(1)または(2)の子どもの世話が必要となった従業員が対象  
(1)新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等  
(2)新型コロナウイルスに感染した等であって、小学校等を休むことが必要な子ども  
※令和2年2月27日～3月31日の間(春休み等の学校が開校予定でなかった日は除く)が対象だが、期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に就業できなかった日についても支援を行う予定

新型コロナは大変だが、  
新しい製品やサービスを開発したり、  
積極的に事業をすすめていきたい。

- 新型コロナの影響をすぐに乗り越えたい
- 新型コロナの先を見据えて取り組みたい

持続化補助金 拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える内容に 補助率2/3(一部3/4)、補助上限を50万円→100万円へ拡充
	小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援[6/5二次締切]。補助対象経費の1/6以上が、A:サプライチェーン毀損への対応(2/3)、B:非対面型ビジネスモデルへの転換(3/4)、C:テレワーク環境の整備(3/4)、に該当する内容であることが要件。さらに、感染防止対策には、「事業再開枠」(定額10/10補助、50万円上限)を追加。 [第2次補正予算]農林漁業者向けの持続化補助金(同様の申請内容)である「経営継続補助金」も新設。
IT導入補助金 拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える内容に 1/2→2/3(一部3/4)へ補助率引き上げ
	中小企業等が感染症の影響を乗り越えるため、ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援。[5/29締切] A:サプライチェーン毀損への対応(2/3)、B:非対面型ビジネスモデルへの転換(3/4)、C:テレワーク環境の整備(3/4)、に該当する内容であることが要件。さらに、感染防止対策には、「事業再開枠」(定額10/10補助、50万円上限)を追加。
ものづくり補助金 拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越える内容に 1/2→2/3(一部3/4)へ補助率UP、申請要件緩和、事前発注も可
	中小企業等が感染症の影響を乗り越えるため、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援[8/3締切]。A:サプライチェーン毀損への対応(2/3)、B:非対面型ビジネスモデルへの転換(3/4)、C:テレワーク環境の整備(3/4)、に該当する内容であることが要件。さらに、感染防止対策には、「事業再開枠」(定額10/10補助、50万円上限)を追加。
自治体連携型補助金	都道府県が地域の中小企業に対して行う 早期の再起に対する補助事業に、国が2/3を補助
	都道府県が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の中長期的な回復を目的として、地域の中小企業が環境変化に対応していくための環境整備、再起を後押しする施策を講じる場合に、都道府県に対して経費の一部を国庫補助する(本事業は、都道府県が行う施策に対して、国がその一部を補助するもの)
大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援	飲食店等への換気設備をはじめとする 高効率機器等(換気とCO2削減)の導入を支援
	(1)補助対象設備：高機能換気設備、空調設備等 (2)補助率：① 中小企業が運営する不特定多数の人が利用する業務用施設(飲食店等):補助率2/3、② ①以外のその他業務用施設：補助率1/2
国立・国定公園への誘客の推進と収束までの間の地域の雇用の維持・確保	収束後を見据えたツアー準備等に取り組むことで 国立公園等の関係事業者の雇用の維持・確保
	ツアー実施場所での海岸清掃や歩道修繕、国立公園の大自然を満喫できるアクティビティツアー等の企画・実施費用を支援(特に国立・国定公園でのテレワークの推進と連携するもの等の先進的なツアーの支援)とプロモーションを支援
国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進	国立公園等のキャンプ場や温泉地旅館等における ワーケーション実施支援や子供向けプログラムを展開
	国立公園等のキャンプ場や温泉地の旅館等における環境整備(Wi-Fi等)、ワーケーションツアー等実施のための企画・実施費用の支援、子供向けプログラム企画・実施費用の支援(ワーケーション=“Work”+“Vacation”)
サプライチェーン改革・生産拠点の国内回帰も踏まえた脱炭素社会への転換支援	生産拠点を国内回帰する企業等に対し、 自家消費型太陽光発電設備等の導入を支援
	防災やRE100の推進に資するPPAモデル等を活用した自家消費型太陽光発電設備等が対象。RE100:企業が自らの事業の使用電力を100%再生エネルギーで賄う。PPA:Power Purchase Agreement/電力販売契約モデル(自社で発電設備を設置し維持管理もする)

マスク生産設備導入補助金	マスク等生産設備導入支援事業費補助金(マスク生産設備導入) マスクの生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じてマスク生産設備を導入しようとする場合、設備導入に係る費用の一部を補助
アルコール生産設備導入補助金	国の増産要請等によるアルコール消毒液等生産設備導入費用を補助。 上限 3 千万円/1ライン 中小企業3/4、大企業等2/3
	<一般事業> ① アルコール消毒液等生産事業者が行う生産等設備の購入・設置事業 ② アルコール消毒液等生産事業者が行う既存生産ラインの改善・改修事業 <先進的事業> ③ アルコール消毒液等生産事業者が行う業界標準的な生産等設備に比べて優れている先端設備導入事業
期限付酒類小売業免許 [現行規定を緩和対応]	飲食店が店で販売している酒類を、テイクアウト用に するために、簡易な酒類小売業免許を設定
	①料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与。 ②令和2年6月30日(火)までに提出のあった免許申請書に限定。 ③免許付与から6ヶ月間の期限。 ④自治体等から各種の要請等がある場合、これに従うことを条件。 国税庁HPから申請用紙をダウンロード。住民票か(法人の場合)登記事項証明書とともに所轄の税務署へ提出。免許要件誓約書、地方税納税証明書(未納・滞納なしの証明)、賃貸契約書は後日提出可。
テレワーク等のための中小企業の設備投資税制	経営力向上計画に、デジタル等設備投資を加えると、 即時償却又は設備投資額の7%(10%)の税額控除
	これまでの生産性向上設備(年1%以上向上)と、収益力強化設備(投資収益率年5%以上)に加えて、「デジタル化設備～遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備」についても対象に加わる。設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができる。 ※テレワークマネージャー派遣事業(総務省)、テレワーク・サポートネットワーク事業(総務省)(6月上旬開始予定)、中小企業デジタル化応援隊事業(中小企業基盤整備機構・準備中)、働き方改革推進支援助成金(テレワークコース、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)(厚労省)もあり
外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業	衛生管理・空気換気設備等の導入、店舗の改装等を支援 上限1,000万円、補助率1/2 (店舗改装は設計含む)
	衛生管理の徹底・改善を図るために設備・機器(換気設備、手洗い設備など)の整備や業態転換等を図る際の店舗の改装(ビュッフェスタイル等からの提供方法の変更や営業形態変更に必要な店舗改装)等の取組を支援
サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	海外生産拠点を国内へシフトする設備導入を支援 中小企業2/3、大企業1/2 対象:建物設備の導入費等
	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱化が顕在化したことを受け、特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援。健康な生活のための重要な製品については、輸入に依存していた製品の国内生産の増強も対象。フィージビリティスタディ(F/S)の費用も含む。
海外サプライチェーン多元化等支援事業	日本向け製品について、海外での生産を複線化する事業の調査を支援
	日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点について、単一ではなく、複線化等に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援。補助率:中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2 ※日本への輸出比率に応じた補助率を更に調整予定(例:中小企業がマスク製造ラインを増設し、80%を日本に輸出する場合。総事業費3億円×2/3 ×80% = 補助額1.6億円)
JAPANブランド育成支援事業等事業	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の 磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を支援
	①事業者支援型 中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組の費用を補助。【1事業者あたりの補助上限】500万円【補助率】2/3以内 ②支援事業型 民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品のブランド化等に取り組む事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行な際の費用を補助。【補助上限】2,000万円【補助率】2/3以内

※都道府県の医療物資(マスク等)の調達・寄付の施策もあり

## 参考となるサイト

- 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連事業者向け支援策パンフレット[随時更新]

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

- 中小企業庁 中小企業向け補助金・支援サイト「ミラサポPlus」

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

- 中小企業基盤整備機構 中小企業(創業予定者含む)とその支援者のポータルサイト 「J-Net21」  
新型コロナウイルス関連 (都道府県・市町村別)

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

- 「新型コロナウイルス 支援情報まとめ」マネーフォワード社提供

事業者向け (全国、都道府県別でもリストで表示、融資、助成金、税制でも検索可能)

<https://covid19.moneyforward.com/>

個人向け (生活費、水道光熱費、家賃住宅、通信費、学費、保険料・税金で検索可能)

<https://covid19.moneyforward.com/personal/supports>

この資料は、随時、<http://www.dohke.net/over-covid19.pdf> で更新していきます。